

奈良県告示第四百八十五号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により道路を次のとおり指定し、同令第十条第一項に規定する通行方法を次のとおり定める。

令和二年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道一六六号	葛城市太田一一八六番二先から 葛城市中戸一六番一先まで
主要地方道天理王寺線	天理市西長柄町四二六番先から 天理市庵治町二〇九番八先まで
一般県道大和郡山広陵線	大和郡山市今国府町一七九番二先から 大和郡山市椎木町一〇三番一〇先まで 大和郡山市西町九九番四先から 磯城郡川西町大字結崎一四六八番三先まで 大和郡山市額田部寺町一番五先から 大和郡山市額田部南町三八〇番一一先まで
一般県道天理斑鳩線	天理市嘉幡町六七六番一先から 大和郡山市額田部寺町一番五先まで
一般県道筒井二階堂線	大和郡山市筒井町九三九番二先から 大和郡山市馬司町五七一番一先まで
一般県道古瀬小殿線	御所市大字小殿五〇三番一七先から 御所市大字小殿五〇四番五先まで

一般県道樫原新庄線

葛城市新町三三三番二先から  
葛城市南花内八五番四先まで

## 二 通行方法

1 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分注意すること。

2 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法○・二三メートル以上、縦寸法○・一二メートル以上（又は横寸法○・一二メートル以上、縦寸法○・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

## 三 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

令和二年四月一日